

地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

1 目的

本地域でのモデル調査は平成 19～20 年度に実施するものであるが、地域における漂流・漂着ゴミ対策を効果的に実施していくためには、海岸管理者、県、市町村、地域住民等の関係者が連携して海岸清掃やゴミの発生抑制を進めていくことが重要である。そこで、本調査の結果等を踏まえ、地域の実情に応じた役割分担等を明確にし、関係者の相互協力が可能な漂流・漂着ゴミ対策のあり方について検討する。

2 目標

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方として、本検討会では主に漂着ゴミの清掃体制と発生抑制の 2 点について検討を進める。清掃体制については、継続的かつ円滑に清掃が実施できる体制の整備に向けて、現在の課題を整理し、その解決に向けた方策を検討する。発生抑制については、長期的な視点も含め、地区レベル、流域レベルなど、スケールに応じた発生源対策について検討する。

3 スケジュール

本検討会における議論は以下のスケジュールに従って進める予定である。

第 4 回検討会(本会)：アウトプットのイメージ・スケジュールの共有。現状の取組の整理。
報告書骨子案についての議論。

第 5 回検討会(11 月頃)：課題の整理。課題解決に向けた方策の検討。報告書案についての
議論。

第 6 回検討会(2009 年 2 月頃)：報告書の作成。

4 報告書の骨子案

本検討会における議論は、最終的に石川県地域検討会報告書として取りまとめる。同報告書の骨子(案)を表 1に示す。

<p>漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 石川県地域検討会報告書骨子(案)</p>
<p>第 章 石川県羽咋市地域における調査の概要</p> <ol style="list-style-type: none">1. 調査の目的2. 概況調査3. クリーンアップ調査4. フォローアップ調査5. その他の調査6. 検討会の実施
<p>第 章 石川県羽咋市地域の漂流・漂着ゴミに関する技術的知見</p> <ol style="list-style-type: none">1. 石川県羽咋市地域における漂着ゴミの量及び質について2. 石川県羽咋市地域における主要な漂着ゴミの発生源の推定について3. 石川県羽咋市における効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法について4. その他
<p>第 章 石川県羽咋市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方</p> <ol style="list-style-type: none">1. 石川県羽咋市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 海岸清掃の体制(2) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策2. 石川県羽咋市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性<ol style="list-style-type: none">(1) 相互協力が可能な体制作りにについて(2) 海岸清掃の体制(3) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策(4) その他

表 1 石川県地域検討会報告書の骨子(案)

5 各主体の役割分担

漂流・漂着ゴミ対策のあり方を検討するためのたたき台として、関係機関・団体毎に現在想定される一般的な役割分担を図 1に示す。

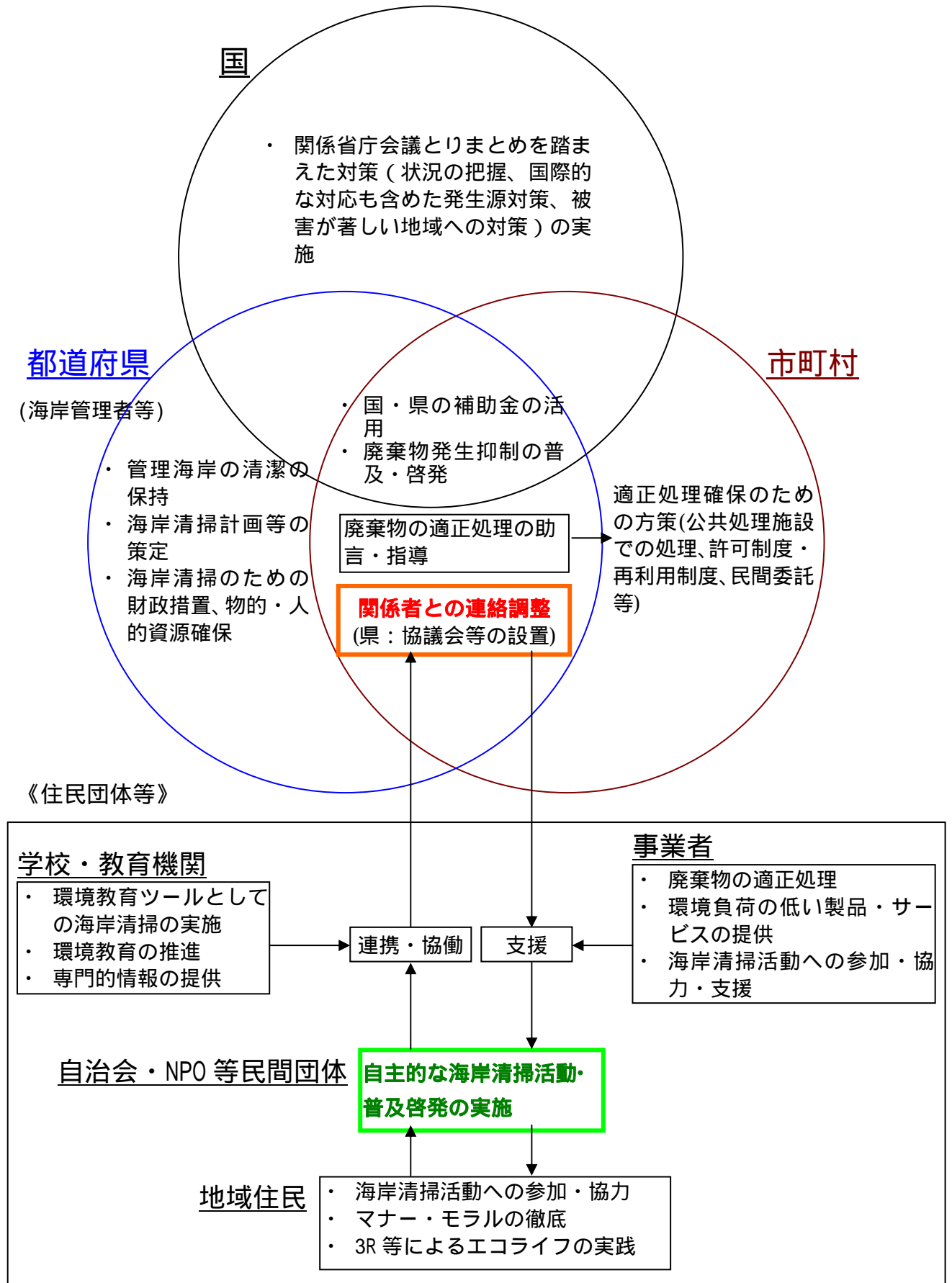


図 1 関係機関・団体の役割分担(案)

6 定常的な清掃活動の現状と課題

6.1 クリーン・ビーチいしかわの活動状況

海岸の清掃活動に関しては、既に、クリーン・ビーチいしかわが全県レベルで活動を行っており、羽咋市においても積極的な活動がなされている。表 2 にクリーン・ビーチいしかわの羽咋市での活動状況（最近 3 年間、海岸の名称については、図 2 を参照）について、その活動報告からとりまとめた。

羽咋市では、4 月と 7 月に定常的（年中行事的、表 2 での枠内黄色部分）に市民運動として、すでに 30 年にわたって清掃活動を行っている。この状況は、資料 4 の第 4 回調査結果でも写真等で報告しているように、多くの地域住民がゴミの回収に参加している。ゴミ袋はクリーン・ビーチいしかわが配布し、運搬処理費は市町村が負担している。

また、最近は、これらの定常的な活動とは別の清掃活動（特に町会・漁協による）も行われてきている。



図 2 海岸の名称

表 2(1) クリーン・ビーチいしかわ 羽咋市での活動状況(最近3年間)

2005年

日時	場所	参加人数	実施主体など
4/7～(4回)	管内海岸線(4/7 4/8 7/9 8/19)	160	柴垣漁協
4/24(日)6:00	千里浜海岸	300	羽咋青年会議所
4/24(日)6:00	一ノ宮・釜屋・ 柴垣海岸	220	市、一ノ宮地区住民、柴垣地区住民、協 同組合羽咋市建設業協会
5/4(水)	管内海岸線	45	羽咋漁協
7/18(月)6:00	千里浜・一ノ宮・ 釜屋・柴垣海岸	610	羽咋ライオンズクラブ、羽咋ロータリー クラブ、協同組合羽咋市建設業協会

(出典：クリーン・ビーチいしかわ 2005 活動報告状況)

2006年

日時	場所	参加人数	実施主体など
4/23(日)	千里浜海岸	250	羽咋青年会議所、羽咋市職員、一般市民
4/23(日)	一ノ宮・釜屋・ 柴垣海岸	300	羽咋市職員、一ノ宮地区住民、協同組合 羽咋市建設業協会、柴垣地区住民
4/25(火)	柴垣海岸	220	金沢市兼六中学1年生
5/3(水)	滝港、柴垣漁港間の 海岸	44	羽咋漁協
7/8(土)	柴垣漁港周辺	53	柴垣漁協
7/16(日)	千里浜・一ノ宮・ 釜屋・柴垣海岸	460	羽咋ライオンズクラブ、羽咋ロータリー クラブ、協同組合羽咋市建設業協会、各 地区住民
8/19(土)	柴垣漁港周辺	51	柴垣漁協
9/20(水)	「バスの日」 千里浜海岸	200	石川県バス協会

(出典：クリーン・ビーチいしかわ 2006 活動報告状況)

表 2(2) クリーン・ビーチいしかわ 羽咋市での活動状況(最近3年間)

2007年

日時	場所	参加人数	実施主体など
4/22(日)6:00	千里浜海岸	250	千里浜町、羽咋地区住民、羽咋小学校児童及びPTA、羽咋青年会議所、市民
4/22(日)6:00	釜屋海岸	300	粟ノ保・富永・邑知・余喜地区市職員
4/22(日)6:00	一ノ宮海岸	250	羽咋・一ノ宮・越路野・鹿島路地区市職員
4/22(日)6:00	柴垣海岸	250	千里浜・上甘田地区市職員
4/26(木)	柴垣海岸	213	金沢市兼六中学1年生
5/22(火)	千里浜海岸	120	富山県富山短期大学
7/1(日)	千里浜海岸	50	天理教羽咋支部青年会
7/1(日)	今浜海岸	280	宝達志水老人クラブ連合会他
7月	滝港、柴垣漁港間の海岸	50	羽咋漁協
7~8月	柴垣漁港周辺	130	柴垣漁協
7/16(月)6:00	千里浜海岸	90	一般市民、ロータリークラブ
7/16(月)6:00	釜屋海岸	50	一般市民、及び羽咋・千里浜・粟ノ保・富永地区市職員、ロータリークラブ
7/16(月)6:00	一ノ宮海岸	50	一般市民、及び一ノ宮・邑知・余喜地区市職員、ロータリークラブ
7/16(月)6:00	柴垣海岸	80	一般市民、及び上甘田・越路野・鹿島路地区市職員、ロータリークラブ
7/22(日)	千里浜海岸	150	地元中学生、羽咋高女子バレーボール部、金大バレーボール部員
8/20(月)	千里浜海岸	20	富山県有志
9/19(水)	千里浜海岸	370	羽咋中学校・羽咋小学校
9/20(木)	千里浜海岸	200	石川県バス協会
9/29(土)9:00	柴垣海岸長手島周辺及び国立能登青少年交流の家	170	「学生クリーン・ビーチいしかわ大作戦2007」 学生クリーン・ビーチいしかわ実行委員会、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会、羽咋市

(出典：クリーン・ビーチいしかわ 2007 活動報告状況)

6.2 クリーン・ビーチいしかわをベースとする当該地域での清掃活動の現状

当該地域のクリーン・ビーチいしかわの活動をベースとして、本調査を通じて明らかとなった漂着ゴミの清掃活動の現状と課題について、次の通り整理した。

これより、地域別に示すと次のようである。

- ・ St.1：これまで回収作業はなされていなかったようである。まず、地域住民や昆虫保護の活動家など、清掃員の候補者を探し、参加を呼びかける必要がある。貴重な昆虫の生息場所であるため、作業時期が冬季から春季に制限され、作業方法も車両の通行などで制限を受ける。海岸清掃を行う際には、文化財の現状変更の手続き（石川県文化財保護条例第 35 条）が必要であり、関係者（石川県教育委員会事務局文化財課、羽咋市石川県教育委員会事務局文化財課）からの指導を受けながら回収作業を行う必要がある。
- ・ St.2：これまでクリーン・ビーチいしかわでの回収作業はなされていなかったようである。地域住民から清掃員の候補者を探し、参加を呼びかける必要がある。これとは別に、サーファーによる清掃活動が行われている。サーファーによる回収作業は、サーフィンをしにきた際に休憩をかねて実施されるために不定期である。集められたごみを収拾・運搬する方法を検討する必要がある。また、砂浜であるために、ビーチクリーナの活用を検討する。
- ・ St.3：年 2 回、クリーン・ビーチいしかわでの回収作業がなされている。効率的な実施のためには、ビーチクリーナの活用を検討する。
- ・ St.6、7（滝海岸）：年 1 回、クリーン・ビーチいしかわでの回収作業がなされており、実質的には漁業者による回収である。足腰がしっかりした漁業者によって継続的に実施されるような方法を検討する必要があると思われる。
- ・ St.4、5（羽咋一ノ宮）：年 2 回、クリーン・ビーチいしかわでの回収作業がなされている。効率的な実施のためには、ビーチクリーナの活用を検討する。

表 3 クリーン・ビーチいしかわをベースとする当該地域での清掃活動の現状

図 2 での海岸の名称	表 2 での海岸の名称	St.番号	現状
柴垣		St.1	未実施と思われる。
		St.2	未実施と思われる。
	柴垣	St.3	年 2 回（4、7 月）実施
滝	滝港、柴垣漁港間の海岸	St.6	年 1 回（5 月）実施
		St.7	年 1 回（5 月）実施
羽咋一の宮	釜屋	St.4	年 2 回（4、7 月）実施
	一ノ宮	St.5	年 2 回（4、7 月）実施

6.3 清掃活動の現状と課題

次に、収集・運搬、処分に分けて、漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を整理した結果を表 4 に示す。

表 4 漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ゴミは、一般廃棄物収集運搬業者の専用車にて、羽咋市のリサイクルセンター（クリンクルはくい）に運搬する。この可燃ゴミには、廃プラ、ペットボトル、木材・ロープ（1 m以下に切断）などが含まれる。 粗大ゴミは、一般廃棄物収集運搬業者の専用車にて、羽咋市のリサイクルセンター（クリンクルはくい）に運搬する。ここで、区分され処分場に運搬される。この粗大ゴミには、大量の廃プラ（フロート）が含まれる。 その他、ビン（ガラス類を含む）、缶（金属類を含む）はそれぞれ区分して収集し、一般廃棄物収集運搬業者の専用車にて、羽咋市のリサイクルセンター（クリンクルはくい）に運搬する。 タイヤ、ガスボンベ、古冷蔵庫などは、産業廃棄物収集運搬業者の専用車にて、金属くずの処分場に運搬する。 魚網は、県の漁連を通じて紹介された廃棄物収集運搬業者の専用車にて、廃プラの処分場に運搬する。切断する必要は無い。 国籍不明のガスボンベは、高岡市の専門処理業者に運搬する。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 処理困難物・危険物の回収・運搬が問題となっている。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ゴミは、RDF（廃棄物固形燃料）となり、発電に利用される。 粗大ゴミ等は、埋立処分場で処分される。 木材については、50cm 以下に切断してあれば、青少年交流の家でキャンプファイヤーなどの燃料として利用できる。 処分費用は羽咋市が負担している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 処理困難物・危険物の処分費用が問題となっている。

7 突発的に大量にゴミが漂着した場合の対応について

大量にゴミが漂着した場合の清掃活動に関する国の補助金制度としては、以下のものがある。

- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省、資料 1）
- ・ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省・国土交通省、資料 2）

資料 1 に示した災害等廃棄物処理事業補助金は、災害起因の海岸保全区域外の漂着ゴミの収集・運搬・処分費の 1/2 を補助するものである。また、災害起因でない場合には、海岸保全区域外の漂着ゴミの処理量が 150m³以上の場合に対象となる。

資料 2 の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は、海岸保全区域を対象とした補助制度である。平成 19 年度に対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量(1,000m³以上)を漂着量の「70%」から「100%」に拡充されている。

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</p> <p>国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物</p> <p>災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</p> <p>仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p>	海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)
補助先	市町村(一部事務組合含む)	
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上	
	<p>降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの</p> <p>暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの</p> <p>高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</p>	<p>1市町村(1一部事務組合)における処理量が150m3以上のもの</p> <p>海岸保全区域外の海岸への漂着</p> <p>通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</p>
補助率	1 / 2	

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

1. 目的

海岸保全施設の機能障害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

2. 内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

